

令和3年5月8日

公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター 理事長 様
公益社団法人神奈川県食品衛生協会 会長 様
一般社団法人横浜市食品衛生協会 会長 様
一般社団法人川崎市食品衛生協会 会長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年5月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という）に基づくまん延防止等重点措置期間が令和3年5月31日まで延長されました。それを受け、本県では5月7日及び8日に対策本部会議を開催し、対象区域に横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加するとともに、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改正し、措置区域内における1,000平米超の大規模な集客施設への営業時間短縮の要請など、さらなる感染防止対策を実施することとしました。

措置区域内の飲食店等に対しては引き続き、5月31日までの間、法第31条の6に基づき、5時から20時までの営業時間短縮（酒類・カラオケ設備の提供は終日停止）の要請を行います。

その他区域の飲食店等に対しては、5月31日までの間、法第24条第9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮をお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

【主な変更内容】（次ページの表をご参照ください。）

- 5月12日から、まん延防止等重点措置区域に横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町及び寒川町を追加
- カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業とする店舗に限る）等が新たに交付要件として追加

■御注意ください■

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請をする事業者の皆さまは交付要件等に変更がありますので御注意ください。

- 別添 1 知事メッセージ
2 神奈川県実施方針
3 (別紙) 事業者の皆様へ

問合せ先
健康医療局生活衛生部生活衛生課
団体指導グループ 鶴田
電話(045)210-4935 (直通)
食品衛生グループ 青山
電話(045)210-4940 (直通)

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
対象地域	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町	左記以外の市町村
対象期間	令和3年5月12日(水曜)から令和3年5月31日(月曜)まで	
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ■5時から20時までの時短営業 ■酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止 ■カラオケ設備提供の終日停止 ※飲食を主たる業とする店舗に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ■5時から21時までの時短営業 ■酒類の提供は11時から20時まで ■カラオケ設備提供の終日停止 ※飲食を主たる業とする店舗に限る